

牛久市施工体制確認要領

1. 目的

本要領は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（入札契約適正化法）に基づき、牛久市が発注する建設工事について、契約時、施工時において確認すべき事項等を定め、工事現場の適正な施工体制の確保及び一括下請負の排除を目的とする。

2. 適用対象工事

- (1) 主任技術者、監理技術者、特例監理技術者又は監理技術者補佐（以下、「監理（主任）技術者等」という。）の専任に関する確認は、建設業法第 26 条第 3 項に該当する工事
- (2) 施工体制台帳等に関する確認は、公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律第 15 条第 1 項の規定により読み替えて適用する建設業法第 24 条の 7 に該当する工事
- (3) 一括下請負に関する確認の対象となる工事は、次のいずれかに該当するものとする。
 - ア 請け負った工事内容の全部又はその主たる部分を一括して他の業者に請け負わせているもの
 - イ 請け負った工事内容の一部であって、他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して他の業者に請け負わせているもの
 - ウ 請け負った工事内容の一部を他の業者に請け負わせている一次下請負契約のうち、契約金額が最大のもの又は工事期間の 2 分の 1 を経過した時点において契約金額が最大のもの

3. 契約方法における監理（主任）技術者等の専任性の確認等

- (1) 条件付き一般競争入札における確認
 - ア 契約主管課長は、落札候補者から、配置(予定)技術者の資格条件等を満たしているか確認するための書類の提出を求める。

なお、落札候補者が共同企業体の場合、配置(予定)技術者は、原則として代表構成員が監理技術者を、その他の構成員が主任技術者もしくは監理技術者を配置することを確認する。
 - イ 契約主管課長は、当該技術者が監理（主任）技術者である場合には、CORINS（工事实績情報サービス）を用いて技術者の専任性を、雇用関係を証する書類で雇用関係を、当該資格証の写し及び監理技術者資格証及び監理技術者講習修了証で資格を確認する。

ウ 上記イについて、疑義があるときは落札者等から事情を聴取する。専任性、雇用関係及び資格が確認できない場合は当該入札を無効とし、契約を締結しない。

エ 契約締結後において、技術者の死亡、傷病又は退職等、真にやむを得ない場合の他は、配置技術者の変更は原則認めない。

オ 監理技術者又は主任技術者となり得る国家資格等一覧表（別表1）にて該当資格を確認すること。

(2) 指名競争入札における確認

ア 監督職員は、落札者等（地方自治法施行令第167条の2第1項第6号により随意契約を締結するものを含む。以下この号において同じ）から、契約締結後7日以内に、様式第1号による現場代理人及び主任・監理技術者等選（改）任届の提出を求める。

イ 監督職員は、当該技術者について様式第1号による現場代理人及び主任・監理技術者等選（改）任届で専任性を、雇用関係を証する書類で雇用関係を、当該資格証の写し及び監理技術者資格証及び監理技術者講習修了証にて資格を確認する。

ウ 上記イについて、疑義があるときは落札者等から事情を聴取する。技術者の専任性、雇用関係及び資格に違反が確認された場合は契約を解除することができる。ただし、契約解除が困難な場合においては、当該違反を是正させた上で、指名停止及び工事成績の減点を行う。

エ 契約締結後において、技術者の死亡、傷病又は退職等、真にやむを得ない場合の他は、配置技術者の変更は原則認めない。

オ 監理技術者又は主任技術者となり得る国家資格等一覧表（別紙1）にて該当資格を確認すること。

カ 牛久市では、現場代理人について予定価格4,000万円未満（税込み）の工事を2件まで兼務することができる。ただし、兼務するそれぞれの現場に連絡員をおき、現場に常駐させることや、一方の現場に偏ることなく適切に現場管理を行うことを条件とし、希望する場合には「現場代理人兼務届」に双方の工程表・位置図を添付し契約後7日以内に事業主管課長に提出すること。

4. 工事施工中における施工体制及び一括下請けの確認

(1) 工事現場における施工体制の確認

監督職員及び検査主管課長が指名したもの（以下、「監督職員等」という。）は、別紙一1「工事現場施工体制等チェック様式」、別紙一2「施工体制の把握に関する確認方法と対応方法」等により、工事現場における施工体制を確認する。

(2) 工事施工体制に不適切な点がある場合の対応（(3)の場合を除く）

ア (1)の確認の結果、工事現場の施工体制に不適切な点がある場合、監督職員等は事業主管課長に報告の上、文書等で改善の指示を行う。改善指示を受けた者は、

指示を受けてから概ね7日以内に改善報告書を任意様式にて監督職員に提出する。
イ 指示の結果、改善が見られない場合、事業主管課長は、現場の実態等について、面談等により聴取し、検査主管課長に報告する。

(3) 一括下請負の疑義がある場合の対応

ア (1)の確認等の結果、一括下請負の疑義がある場合については、事業主管課長は現場における実態等を面談等により聴取する。

イ 事情聴取の結果、一括下請負の疑義がなお残る場合、事業主管課長は検査主管課長に報告する。

5. 建設業許可行政庁への報告

(1) 検査主管課長、事業主管課長から上記4(2)・(3)の報告があった場合、監督職員(必要があると認めるときは、請負人その他の関係者を含む。)から、面談等により事情を聴取する。この際、施工体制台帳等で必要な情報が得られない場合は、牛久市建設工事約款第7条の規定に基づき、下請負人に関する通知を請求するものとする。

(2) 事情聴取の結果、建設業法に違反していると疑うに足る事実があるときは、事業主管課長は市長に報告する。

市長は、建設業許可行政庁に対し(2)の報告事項を遅滞なく通知するものとする。

6. 建設業法に違反した場合

建設業法では、次のような不正行為等を禁止している。禁止している行為や、監督処分の基本的な考え方については、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準について(平成14年3月28日国総建第67号)」に明記されている。

(1) 施工体制台帳の不作成

発注者から直接建設工事を請け負った建設業者が下請負契約の総額が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)以上になる場合は、必ず、施工体制台帳及び施工体系図を作成しなければならない。ただし、公共工事においては、その総額にかかわらず施工体制台帳及び施工体系図を作成しなければならない。(建設業法第24条の7)

これに違反して施工体制台帳又は施工体系図を作成せず、又は虚偽の施工体制台帳又は施工体系図の作成を行ったときは、7日以上営業停止処分を受けることとなる。

(2) 無許可業者との下請契約

建設業の許可を受けずに、軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者であることを知ったうえで、500万円以上(※1)の請負契約を結んだり、営業停止処分を受けている者であることを知ったうえで、下請契約を結ぶと、7日以上

営業停止処分を受けることになる。

このほかにも、特定建設業の許可を受けていない建設業者であることを知ったうえで、政令で定める金額（※2）以上の下請契約を締結すると、7日以上営業停止処分を受ける。

※1 建築一式工事の場合は1,500万円以上及び延べ面積が150㎡以上の木造住宅工事

※2 建設業の下請け金額の合計が、建築一式工事においては7,000万円、その他の建設工事にあつては4,500万円

7. 点検の方法

(1) 点検の実施者

監督職員及び検査主管課長が指名したもの（監督職員等）

(2) 点検の実施時期

ア 監理（主任）技術者等の専任に関する確認は3. 契約方法における監理（主任）技術者の専任性の確認等による。

イ 監理（主任）技術者等の専任状況及び施工体制台帳等の点検を概ね月1回行う。

ウ 一括下請負に関する点検は、2. 適用対象工事（3）により対象となる契約について工事期間中の適時に少なくとも1回確認を行なう。

(3) 点検の方法

内容及び方法は3. 契約方法における監理（主任）技術者等の専任性の確認等、4. 工事施工中における施工体制及び一括下請けの確認による。

(4) その他

点検実施時、現場代理人及び監理（主任）技術者等のうち最低1名以上は原則、監督職員等に付添い、点検の実施に協力する。また、受注者は監督職員等から施工体制関係の点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。

工事現場施工体制等チェック様式

1. 工事概要

契約番号	—	—
工事件名		
工事期間	(当初) 年 月 日～ 年 月 日 (最終) 年 月 日～ 年 月 日	
請負業者名		
請負金額	(当初) 円 (最終) 円	

2. チェックポイント

目的	調査項目	点検項目 (□現場点検 ○書類等点検)	確認実施月日	備考
I 監理技術者等 (注)の専任性のチェック	資格者証等の把握	□監理技術者について、監理技術者資格証及び監理技術者講習修了証を現地で携帯しているか		
		□資格者証の会社名、工種区分、期限は有効か。		
		○監理技術者等の資格者要件及び監理技術者講習修了証に疑義が無いか。(所属・資格・有効期限・その他)		
		□資格者証は裏書で変更事項がないか。		
	同一性の把握	□施工体制台帳等に記載の技術者と同一人物か。		
		○現場代理人及び主任(監理)技術者等選(改)任届または下請負人届と同一人物か。		
専任性の把握	□他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事しているか。			
II 適切な施工体制のチェック	施工体制	□施工体制台帳は現場に備え付けられているか。		
		○施工体制台帳に不備がないか、また追加・変更がされているか。		
		○施工体制台帳に下請負契約書(写)が添付されているか。また、下請金額が確認できるか。		
		○JV 工事について、下請負契約が共同企業体名義で契約されているか。		
		□元請・下請の施工範囲及び下請の直営施工状況が施工体制台帳及び契約書等と相違がないか。相違がある場合には、元請の当該工事に対する実質的関与の状況に疑義はないか。(別紙3の確認方法により判断する。)		
	施工体系図の把握	□施工体系図は、現場の工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲示されているか。		
□施工体系図に記載の無い業者が作業していないか。				
III その他	○受注時・変更時の工事カルテは適正に登録されているか。			
	□建設業許可を受けたことを示す標識が現場の見やすい場所に設置してあるか。また、監理技術者等が正しく記載されているか。			
	□建退共制度関係に関する掲示が現場の見やすい場所に設置されているか。			
	□労災保険関係に関する掲示が現場の見やすい場所に設置されているか。			

※1 確認実施月日欄には、別紙—2点検内容と対応方針を参考に、点検項目ごとに確認を行なった月日を記載する。確認実施回数は各工事により適宜判断する。確認実施月日欄が不足する場合は本様式を複写して対応する。

※2 備考欄には、疑義または不適切な内容等について記載する。

3. 所見(点検での指導事項等)

.....

.....

施工体制の把握に関する点検内容と対応方法

目 的	背 景	点検項目	点検内容	実施時期	対応方法
I 監理技術者等の専任性の徹底	元請負人が適切に業務を行い、工事の品質を適切に確保するために義務付けられている監理技術者等の専任を把握。	①資格者証等の把握	監理技術者については、監理技術者本人から携帯している監理技術者資格者証及び、監理技術者講習修了証を提示させる。	工事着手前	<p><ステップ1> 疑義がある場合は、監理技術者等、元請会社に説明を求めるとともに、監理技術者等が直接かつ恒常的な雇用関係にあることを証明する書類（健康保険証又は住民特別徴収税額通知書等の写し）の提出を求める。</p> <p><ステップ2> さらに必要な場合は、監理技術者証発行部局に問い合わせる。</p> <p><ステップ3> 現場における実態等について、面談等により聴取し、事業主管課長または検査主管課長に報告する。 [監理技術者等の雇用関係について] 監理技術者等は所属建設者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることが必要である。</p> <p>①直接的な雇用関係とは、監理技術者等とその所属建設者との間に第三者の介入する余地が無い雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用、権利構成）が存在することをいう。</p> <p>②恒常的な雇用関係とは、一定の期間にわたり当該建設業者に勤務し、日々一定時間以上職務に従事することが担保されていることをいう。原則3カ月以上の雇用関係があること。</p>
			監理技術者資格者証の会社名、工種区分、期限、裏書による変更などについて把握。	工事着手前	
		②同一性の把握	現場代理人及び主任・監理技術者選（改）任届、施工体制台帳に記載された監理技術者及び監理技術者資格者証に記載された技術者名が同一であることを把握。	工事着手前	
			監理技術者資格者証の写真により本人であることを把握。	工事着手前	
		③専任性の把握	監理技術者等の専任を把握。	工事施工中	
			打合せ時等に監理技術者等が施工計画や工事に係る工程、技術的事項を把握し、主体的に関わっているかを把握。	工事施工中 打合せ時	
II 適切な施工体制の確保	不良・不適格業者を的確に発見・排除し、工事の品質確保、建設業の健全な発展を図るために、工事現場の施工体制を把握。	④施工体制台帳	施工体制台帳が現場に備え付けられ、かつ同一のものが提出されていることを把握。	工事施工中 当初及び変更時	<p><ステップ1> 施工体制台帳の不備を発見した場合は改善措置を求める。また、必要な場合は、現場での把握頻度を増やす。</p> <p><ステップ2> 現場における実態等について、面談等により聴取し、事業主管課長または検査主管課長に報告する。</p>
			施工体制台帳に不備がないか。追加、変更がされているか。	工事施工中 当初及び変更時	
			施工体制台帳に下請負契約書(写)及び再下請負通知書が添付されていることを把握。JV 工事の下請負契約について、共同企業体名義で契約されていることを確認。	工事施工中 当初及び変更時	

目 的	背 景	点検項目	点検内容	実施時期	対応方法
			下請負金額が記入されていることを把握。	工事施工中 当初及び変更時	
		⑤ 施工体系図の把握	施工体系図が当該工事現場の工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲げられていることを把握。	工事施工中 当初及び変更時	
			施工体系図に記載の無い業者が作業していないことを把握。(例えば、安全訓練等の出席者名簿、日々の作業指示書などで確認)	工事施工中	
			施工体系図に記載されている主任技術者及び施工計画書に記載されている技術者が本人であることを把握。	工事施工中 当初及び変更時	
		⑥ 施工体制の把握	元請負人がその下請工事の施工に実質的に関与していると認められることなどを把握。 元請・下請の施工範囲及び下請の直営施工状況が施工体制台帳及び契約書等と相違がある場合は、元請の当該工事に対する実質的関与状況について、別紙-3の「元請負人の実質的関与についての確認方法」で確認。	工事施工中	<p><ステップ1> 一括下請負の疑義がある工事については、契約主管課に連絡し、契約解除の選択も含めて必要な措置を講じるための調査を行う。</p> <p><ステップ2> 現場における実態等について、面談等により聴取し、事業主管課長または検査主管課長に報告する。</p> <p>[一括下請負について] 一括下請負とは ①請け負った建設工事の全部又はその主たる部分を一括して他の業者に請け負わせる場合。 ②請け負った建設工事の一部であって、他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して他の業者に請け負わせる場合は、元請負人がその下請工事に実質的に関与していると認められるときを除き、一括下請負に該当する。</p>
		Ⅲその他	その他、元請けの適切な施工体制の確保のために必要な事項について把握。	⑦ 工事カルテの登録	受注時工事カルテは適正に、かつ期限内に登録されているかを把握。
⑧ 建設業許可を示す標識	建設業許可を受けたことを示す標識が公衆の見やすい場所に設置してあること、監理技術者等が正しく記載されていることを把握。			工事施工中	<ステップ1> 不適切な場合は是正を求める。
⑨ 建退共制度に関する掲示	建設業退職金共済制度に関する標識が現場に掲示されていることを把握。			工事施工中	<ステップ2> 現場における実態等について、面談等により聴取し事業主管課長または検査主管課長に報告する。
⑩ 労災保険に関する掲示	労災保険関係の項目が現場の見やすい場所に掲示されていることを把握。			工事施工中	

実質的関与についての確認

項目	点検内容	対応方法
発注者との協議	①契約書に基づく協議・報告事項、設計内容の確認や設計変更協議等の打ち合わせを主体的に実施しているか。	打合せや打合せ記録簿から判断
住民への説明	①工事施工に関する具体的内容の住民説明を行っているか。	日報や住民からの苦情の内容等から判断
	②住民等からの苦情等について、的確に対応しているか。	
官公庁への届出等	①労働安全衛生法、環境法令等に定められた官公庁への届出等を行い、履行しているか。	申請書の内容等から判断
	②工事施工上必要な道路管理者、交通管理者への申請、協議を実施しているか。	
近隣工事との調整	①近隣工事との調整を適切に実施しているか。	近隣工事と調整の取れた施工ができているか等から判断
施工計画	①契約図書の内容を適切に把握しているか。	施工計画書、施工計画打合せ等から判断
	②設計図書等の照査を的確に実施しているか。	
	③施工計画（工程計画、安全計画、品質計画等）を立案しているか。	
	④必要となった修正を適切に実施しているか。	
工程管理	①工事全体を把握し、工事の手順・段取りを適切に調整・指揮しているか。	施工計画と実際の差等から判断
	②工程変更を余儀なくされた時に適切に対応しているか。	
	③災害防止のための臨機の措置を実施しているか。	
出来形・品質管理	①品質確保の体制を整備しているか。	出来形報告書類、品質記録書類、写真等から判断
	②所定の検査・試験を実施しているか。	
	③検査・試験結果を適切に保存しているか。	
	④不具合等の発生時に適切な対策を実施しているか。	
完成検査	①下請施工分の完成検査をしているか。	元請の出来形管理資料等から判断
安全管理	①安全確保に責任ある体制を保持しているか。	施工計画書、仮設物の状況、仮設物の点検記録、日報、安全大会、安全パトロール・教育の実施状況等から判断
	②設備、機械、安全施設、安全行動等の点検を行っているか。	
	③労働者の安全教育、下請負人の安全指導を行っているか。	
下請の施工調整及び指導監督	①施工場所、施工取り合い部分、仮設物の使用等について調整指導をしているか。	現場の施工状況、下請負人からの苦情、下請の事故等の処理、施工体制台帳等から判断
	②施工上の留意点、技術的内容について具体的指導をしているか。	

